

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		宝来グラウンド・ゴルフ場の利用（変更）許可
根拠条例・規則等名		さいたま市宝グラウンド・ゴルフ場条例
条 項		第5条・第6条
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 高齢福祉課（電話：048-829-1259）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	<p>施設等を利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>市長は、前項の許可をする場合において、施設等の管理のために必要な条件を付することができる。</p> <p>ただし、次の要件のいずれかに該当すると認めるときは利用を許可しない。</p> <p>(1) グラウンド・ゴルフ場の設置の目的に反するとき。</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、グラウンド・ゴルフ場の管理上支障があるとき、又は市長が適当でないと認めるとき。</p>
	設定等年月日	平成30年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	即日対応
	設定等年月日	平成18年9月22日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		